給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の再開

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を再開した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和3年3月31日

	A711.1740					
指定番号	名称	住所	代表者氏名	総水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地 名称 所在地		再開年月日
第1334号	株式会社 風間建設 工業所	船橋市湊町 二丁目12番 3号	風間 新太郎	株式会社 風間建設 工業所	船橋市湊町 二丁目12番 3号	令和2年 2月 7日